

**有効利用評価方針案に対する意見募集の結果と
提出された意見に対する電波監理審議会の考え方**

- 意見募集期間：令和4年7月16日（土）～8月19日（金）
○ 意見提出者数：12 者（法人5 者、個人7 者）

（順不同）				
No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	本方針案は、周波数の有効利用を適切に評価するため、認定の有効期間を満了した周波数帯等の評価では絶対評価が基本となるように作成されている。また、事業者へのヒアリング等の実施については、周波数の活用状況をご報告・ご説明する機会と捉え、方針内容に賛同します。	本案についての賛同の御意見として承ります。	無
		また、当社は周波数の有効利用評価において、客観的データによる実績を評価することが妥当であると考えており、具体的には、以下の3つの観点を今後の検討において考慮頂くことを希望いたします。 ①トラヒック観点として、周波数を基軸とした1MHz 当たりの総トラヒックによる評価や、より多くのトラヒックを多くの基地局で提供している状況を評価するためのトラヒックデータ量に基地局の設置密度などを組み入れた指標等にて評価頂くこと。 ②カバレージ観点として、第3 者も視野に入れた実測調査などによるカバレージ評価等にて、評価頂くこと。 ③スポット的な活用が見込まれる高周波数帯については、トラヒックがある基地局設置数などニーズに応じた展開状況が分かる評価方法の検討が必要であると考えます。	通信量の評価方法、人口カバー率の評価方法及び高周波数帯の評価方法に係る御意見については、それぞれ頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。	無

2	KDDI 株式会社	有効利用評価方針案に係る検討の趣旨に賛同いたします。その上で、以下のとおり、弊社意見を述べさせていただきます。	本案についての賛同の御意見として承ります。	無
		有効利用の評価方法は、電波の有効利用を実現するにあたり重要な指標であるとともに、事業者にとっては電波の有効利用方法・エリア展開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。 今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があることから、評価対象年度（当該年度末の3月実績を調査・評価）の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。	免許人等が十分な検討時間を確保できるように配慮します。	無
		5G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1局でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。	電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせ、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行います。	無
		特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信量が減少する場合もあります。	通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。	無

3・4	ソフトバンク株式会社／Wireless City Planning 株式会社	今回の有効利用評価方針において、システム毎の有効利用を調査・評価を行うことになっていますが、電波の利用状況調査をより効果的な調査とする観点から、例えば、無線システム毎の利用用途、無線局の総数、通信量(トラフィック)等の項目については、他の無線システムも含めて横断的に比較する等、周波数全体で最適利用がなされているかについても検証を行うことが重要と考えます。その上で、著しく有効利用が図られていないと評価された周波数帯については、需要が顕在化している他システムへの利活用を検討することも一案と考えます。	本案3頁において「1又は2以上の免許人の1又は2以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価する」と記載のとおり、複数周波数を横断した評価を行うこととしております。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
		電気通信業務用基地局の数の評価は、本有効利用評価方針案2頁脚注10の記載によると「開設計画(法第27条の14第1項に規定する開設計画をいう。)の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値(認定計画(法第27条の15第3項に規定する認定計画をいう。)における値をいう。)を踏まえた評価を行う」とあります。上記の計画値を評価の基準に用いることは、以下の課題があると考えており、事業者を含めた妥当性に関する慎重な議論が必要と考えます。 ① 計画値によっては、認定の有効期間が満了して時間が経過した周波数帯において、満了後の技術の進展、人口動態、需要動向等を踏まえた事業者のネットワーク戦略等が未反映であり、電波の有効利用の評価の目的に合致した評価の基準としての妥当性 ② 認定時の計画値は、事業者毎に異なっており、現在の基地局数が同等であったとしても、計画値の多寡で評価が分かれてしまい不公正な結果をもたらす可能性がある ③ 計画値を1局でも下回った際の評価の基準が、最下位のD評価(開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価の場合)とすることの妥当性 ④ ①～③項の課題があるにも係わらず、全国単位での評価の基準のみではなく、総合通信局単位の評価に拡大することの妥当性	電波を発射する無線局の数が多ければ、当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることから、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第26条の3第1項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。以上のことから、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局の数は評価事項とされてきたところです。 また、周波数の割当てを受けた事業者は認定計画に従った基地局開設が求められているため、認定の有効期間中においては、認定計画値と比較した評価を行うことが重要であります。 さらに、御指摘の認定期間満了後に認定計画値を下回ることについては、満了後であっても認定計画に従った基地局開設を行うことが事業者の責務であり、当該責務を達成できていない状況であることに鑑みれば、原案のとおり、最低限達成すべき目標(D評価)に達していないと判断することとしたものです。	無

	評価の方法について 周波数帯毎の電波の有効利用の程度の状況に関する評価については、事業者毎に周波数帯の特性に適した活用方法や保有する周波数帯の構成に応じた周波数戦略を有していることから、周波数帯毎に評価することは適切ではないと考えます。したがって、後述する別紙の評価の基準も含め、各事業者から周波数帯の活用方法等の意見を聞いた上で評価基準および方法を決定すべきであると考えます。 また、評価指標や公表方法については、その内容次第では、競合する他事業者ネットワーク戦略を類推可能となりえる場合やビジネス戦略にも影響する懸念もあるため、新たな基準による評価についても現状と同様に事業者との綿密な連携や要望に対する配慮をお願いします。	改正後の電波法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、調査区分ごとに有効利用評価を行うこととしており、各周波数の有効利用度合いを適切に判断するため、周波数帯ごとに有効利用評価を行うこととしたものです。 評価結果の公表については、改正後の電波法第 26 条の 3 第 4 項に基づき、結果の概要を公表することとされているところ、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮し、適切に対応してまいります。	無
	評価の基準の設定について 評価の基準については、周波数の特性やその利用実態、割当ての経緯等を踏まえ、事前に事業者ヒアリングを行ったうえで、評価の基準を決定すべきと考えます。例えば、複数の事業者が最下位の評価となるような場合は、評価の基準が当該周波数帯の利用実態に即していない等、基準そのものが適切ではない場合も想定されます。 また、評価の基準については、過度に厳しい基準とならないようにすべきと考えており、少なくとも、以下の点については考慮すべきと考えます。 ・ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別の基準とする ・当該周波数帯が割当てられた際の開設計画の審査基準にない項目は対象外とする 等	電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせ、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行います。 また、高周波数帯の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。	無
	本有効利用評価方針案における電気通信業務用基地局に係る評価の基準の課題について 以下にあげる項目については、基準のバランスが取れていないと考えられることから是正が必要であると考えます。 ① 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における総合的な評価 ※実績評価 「別紙 1」) 関連 ② 進捗評価のうち、電気通信業務用基地局の数における評価の基準	頂いた御意見に対しては、それぞれ以下のとおりです。	無

		の扱い ※進捗評価（「別紙２」及び「別紙４」）関連 ③ 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の扱い ※実績評価 「別紙１」）関連		
		① 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における総合的な評価 本有効利用評価方針案において、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における総合的な評価は、電気通信業務用基地局の数/人口カバー率/通信量/技術導入状況の各項目の１つでも最下位 D 評価となった場合には、総合的な評価で最下位 D 評価となる評価方法となっています。しかしながら、１項目が D 評価である場合でも、他項目において『電波の有効利用が行われている』とされる SS 評価、S 評価や A 評価になるケースもありえます。また、総合的な評価は、SS 評価～C 評価については人口カバー率のみの評価であり、項目評価のバランスが取れていないと考えます。よって、少なからずとも複数項目において D 評価となった場合を総合的な評価の D 評価と変更すべきと考えます。	電波の有効利用の程度を評価する上で、電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、通信量、技術導入状況はいずれも重要な評価事項であるため、各評価項目において、最低限達成すべき目標として、D 評価を定めているところであります。 このため、いずれかの項目で D 評価とされることは、電波の有効利用が十分に図られないと判断されるものであるため、原案のとおり、いずれかが D 評価である場合、総合評価において D 評価としております。	無
		② 進捗評価のうち、電気通信業務用基地局の数における評価の基準の扱い 進捗評価における、電気通信業務用基地局の数の各数値（「S: +3,000 局超」～「C: -5,000 局未満」）は、全国単位を想定した基準と推察します。全国を単位とした場合には妥当と考えますが、それ以下の単位（総合通信局単位等）の評価の基準への各数値の適用については、各数値の妥当性の議論が必要と考えます。よって、電気通信業務用基地局の数の各数値（「S: +3,000 局超」～「C: -5,000 局未満」）の適用は、全国単位のみとし、それ以下の単位の評価の基準の導入の是非含めて慎重な議論をすべきと考えます。	進捗評価のうち、電気通信業務用基地局の数の評価について、御指摘のとおり令和４年度においては、全国のみを対象とし評価を行う予定です。 また、御指摘のとおり、総合通信局単位での評価を行うためには、今後適切な評価基準を定める必要があると考えております。	無

	③ 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の扱い 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価は、基準値である認定計画値を1局でも下回れば、「認定計画値未滿」のD評価となります。その一方で、本有効利用評価方針案において、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯の進捗評価における電気通信業務用基地局の数は、認定計画値を下回る数値であったとしてもB評価もしくはC評価とされることになっています。加えて、今回新たに設定された認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における人口カバー率の絶対的な基準では、認定計画値を下回った場合でもS評価となることも想定されます。上記のとおり、認定期間中はD評価と異なる評価であった周波数帯が、認定期間が満了することでD評価になることとなります。 したがって、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数が認定計画値を1局でも下回った場合にD評価となることは過剰な評価の基準であると考えられることから、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯の進捗評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準と同様の評価（B評価もしくはC評価）に是正を行うべきと考えます。 さらに、②に記載のとおり、是正後の開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の適用も、全国単位が適切であることから、それ以下の単位における各数値の導入の是非含めて慎重な議論をすべきと考えます。	電波を発射する無線局の数が多ければ、当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることから、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第26条の3第1項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。以上のことから、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局の数は評価事項とされてきたところで また、周波数の割当てを受けた事業者は認定計画に従った基地局開設が求められているため、認定の有効期間中においては、認定計画値と比較した進捗評価を行うことが重要であります。 このため、原案のとおり、各年度の計画値と比較して開設の遅延が生じている場合は、B、C評価としているところであります。 さらに、御指摘の認定期間満了後に認定計画値を下回ることについては、満了後であっても認定計画に従った基地局開設を行うことが事業者の責務であり、当該責務を達成できていない状況であることに鑑みれば、原案のとおり、最低限達成すべき目標（D評価）に達していないと判断することとしたものです。	無
	技術導入状況に係る評価の基準に関する課題について 各種高度化技術の導入にあたっては、整備計画に基づき、通信速度等のユーザビリティ（利用者使用感）を考慮の上、最適なネットワークの構築を行っています。特に、ひっ迫対策等を目的とした高度化技術の導	認定の有効期間中又は認定期間が満了している周波数帯に適用される進捗評価のうち、技術導入状況の評価項目ごとの基準値については、原案のとおりとし	無

	入にあたっては、導入による効果が期待できるエリアと導入による効果が期待できないエリアを判断のうえ、導入を進めています。 上記より、高度化技術の導入の傾向は、早い段階で適切な場所に高度化技術を提供するため、導入当初は高度化技術の導入率が一定レベルまで高まる傾向となります。しかし、その後は高度化技術の導入局の絶対数は増えるものの、高度化技術に必ずしも適さないエリア（屋内等）を含めた全基地局数の増加に伴い、全体からみた導入率は低下する傾向にあります。 したがって、前年度調査の高度化技術の導入率に対して比較を行う進捗評価方式は、高度化技術の導入局の増加数を加味することができていないことから、例えば、前年度調査の高度化技術の導入局数に対する「増加率」で評価することで、より実態に近い評価になると考えます。	す。 ただし、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う必要があることから、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	
	通信量（トラフィック）に関する課題について 本有効利用評価方針案において、無線局の行う無線通信の通信量（トラフィック）を調査および評価を行うことになっていますが、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における通信量（トラフィック）の評価は、都道府県単位において、毎日の通信量（トラフィック）の有無が評価の基準となっています。 しかしながら、総データトラフィック等の各種調査結果は昨年度調査※に比して増大傾向にあり、5G サービスの本格導入により今後益々トラフィック需要が増大することが想像されます。本格的な5G時代において、トラフィック対策が重要であることは自明であり、トラフィック対策は周波数のひっ迫と密接に関連するものであることから、本有効利用評価方針案の通信量（トラフィック）の基準に代えて周波数1MHz幅あたりのトラフィックの総量へ見直す等、今後の周波数割当てにおいても直接的にトラフィックのひっ迫に着目した基準の導入が必要と考えます。 また、周波数帯別トラフィックは、各事業者のネットワーク戦略が類推可能となりえる経営情報に値するデータであり、安易に公表することは競争環境への影響が大きいと考えられるため、まずは事業者合算による評価及び公表を継続することが適当と考えます。 ※令和3年度 携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果	通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。 また、評価結果の公表については、改正後の電波法第26条の3第4項に基づき、結果の概要を公表することとされているところ、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮し、適切に対応してまいります。	無
	評価の事項として、総務省令に規定する事項とされていますが、例えば「基地局等の整備能力」や「電気通信設備の設置及び運用を円滑に行	総務省が定める省令案への御意見については、本意見募集の対象外です。	無

	うための技術的能力」等の総務省令の調査項目に明記されていない調査項目があります。明記されていない項目について調査を実施しようとする場合は、調査項目を決定する前に事業者の稼働やデータ抽出の実現性等について確認することが必要と考えます。 なお、例えばインフラシェアリングや標準化動向等、電波の有効利用の程度の評価に直接的な関係度合いが低いと考えられる調査項目については、必要に応じて調査項目の対象外とすることが適当と考えます。		
	重点調査を活用し周波数の共用利用の可能性や他システムでの利活用を検討するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ選定がなされていると理解していますが、重点調査を充実させる観点から、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。 ※次の１～４のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの 1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム 2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム 3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム	重点調査の対象システムの選定に当たっては、総務省が選定を行うものでありますが、評価の観点から、頂いた御意見を踏まえ、検討の参考とさせていただきます。	無
	本有効利用評価方針案は、これまでの評価に大きく変更を加えるものであり、また前述のとおり評価の基準に更に見直しを必要とする部分があることから、本有効利用評価方針案の今年度の評価への適用にあたっては、より慎重に対応する必要があると考えます。	電波監理審議会としては、改正後の電波法施行後、総務省が実施する調査結果に基づき、改正後の電波法第 26 条の 3 第 5 項に基づくヒアリング等の必要な調査を行い、評価を実施してまいります。 また、評価結果の公表に当たっても事前に意見募集を実施するなど、適切に実施してまいります。	無

5	楽天モバイル株式会社	本有効利用評価方針案については、今般改正された電波法（令和 4 年法律第 63 号。以下「改正電波法」という。）において電波監理審議会が行うこととされている「電波の有効利用の程度の評価」に係る評価基準及び方法等を定めるものですが、その評価結果は、上記の携帯電話システムの周波数の再割当ての手続でも参照されるものと承知しております。 ところで、いわゆる「プラチナバンド」は伝搬特性的に携帯電話システムに使いやすく、その割当ての有無は携帯電話事業者間の競争条件に大きな影響を及ぼしますが、現状ではプラチナバンドの公平な割当てが実現されていないため、弊社は、デジタル変革時代の電波政策懇談会をはじめとして様々な場面で、携帯電話事業におけるプラチナバンドの必要性、及び早急に公平な割当てを実現していただくことを強く要望してきています。 今後、改正電波法が施行されることで、制度上は、周波数の再割当て制度が利用可能となりますが、関連する手続きが実施されないと、開設指針制定の申出を行っても実際の周波数再割当てプロセスが進まず、ひいてはプラチナバンドの使用開始が可能となる時期も遅くなってしまいますので、改正電波法の施行後、速やかに本有効利用評価方針に基づき、電波の有効利用の評価の実施及び評価結果の公表をしていただきますよう、強く要望いたします。	電波監理審議会としては、改正後の電波法施行後、総務省が実施する調査結果に基づき、改正後の電波法第 26 条の 3 第 5 項に基づくヒアリング等の必要な調査を行い、評価を実施してまいります。 また、評価結果の公表に当たっても事前に意見募集を実施するなど、適切に実施してまいります。	無
		本項において、評価事項ウの「無線局の行う無線通信の通信量」については、開設計画の認定の有効期間が満了している、又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る者の場合、別紙 1 と別紙 2 に評価基準が示されていますが、本評価事項の電波監理審議会における評価プロセスにおいては、各周波数帯の通信量が免許人毎に示されることが適切であると考えます。 また、本評価については、トラヒックの有無や前年度実績との比較のみならず、例えば各免許人の、全周波数を合算した総通信量に対して、各周波数帯から生じている通信量の割合によって評価頂く等、定量的な評価指標の更なるご検討をいただくことを希望いたします。	評価結果の公表については、改正後の電波法第 26 条の 3 第 4 項に基づき、結果の概要を公表することとされておりますので、頂いた御意見も踏まえ、検討してまいります。 また、通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。	無
		別紙 3 「開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準」の「1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率」において基地局数の多寡を相対的に評価することは適当でな	電波を発射する無線局の数が多ければ、当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることか	無

		く、「電気通信業務用基地局の数」は削除すること、さらに関連して「4 総合的な評価」からも「電気通信業務用基地局の数」を削除することが適当であると考えます。 (理由) 基地局の数とその配置はサービスエリアを実現するための手法の一つであり、事業者ごとに異なる視点から実施しているものであること、さらにユーザの利便性の判断にとって重要なのは、基地局の数ではなく基地局整備の結果である人口カバー率や面積カバー率であることから、事業者間の基地局の数の多寡を相対的に評価することは適当ではないと考えます。	ら、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第 26 条の 3 第 1 項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。以上のことから、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局の数は評価事項とされてきたところで	
6	個人	「有効利用評価方針案」ではなく、「電波の有効利用評価方針案」にしてほしい。 上のだと「何の」なのかわかりません。下なら「電波」だと分かります。この場合の「電波」とは差別用語の「電波」ではありません。 しかしできれば「電波」という言葉も使わないでほしい。 絶対に「電波」という言葉が差別用語的に使われている現実を知っているはずだと思うのだけれど。	改正後の電波法第 26 条の 3 においては、「電波の有効利用の程度の評価」を「有効利用評価」と定義しているため、原案のとおりとします。	無
7	個人	現在、楽天モバイルにプラチナバンドが割り当てられていませんが、利用できてない電波帯があれば積極的に割り当てるべきです。特にテレビが利用している電波帯には干渉を防ぐための空きの電波帯が広すぎます。再整理して、楽天モバイルに割り当てるべきです。	本案は、総務省が実施する電波の利用状況調査の結果に基づき、有効利用評価を行うための方針を示すものであり、総務省が行う周波数の割当政策に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無
8	個人	この前、電波の使用状況の詳細を公表すると、通信基地局の数などが特定されるので、非公表にしているという総務省の主張がありました。楽天モバイルはプラチナバンドなしで競争を強いられていて、独占禁止法に違反していてもおかしくないような状況にあります。そのような状況にあって、早急なプラチナバンドの割り当てが必要な中、詳細を非公表し、既存企業の利権を守ってばかりの総務省の姿勢には心底失望しております。	総務省が実施する電波の利用状況調査の公表方法に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無

		特にプラチナバンドの使用状況の詳細を公表し、有効活用できているかの判断をしてください。		
9	個人	プラチナバンドの基地局数、人口カバー率など詳しく評価すべき。	本案に記載のとおり、基地局の数や人口カバー率等を評価することとしております。	無
		プラチナバンドは、楽天モバイルへ割り当てられておらず、なおかつプラチナバンドは携帯事業に必須であり、早期の割り当てが必要です。有効活用できてないプラチナバンドがあるので、あれば早急に楽天モバイルへ割り当てすべき。	本案は、総務省が実施する電波の利用状況調査の結果に基づき、有効利用評価を行うための方針を示すものであり、総務省が行う周波数の割当政策に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無
10	個人	基地局の数などを非公表などに行っているが、それでは電波が有効活用できているか評価できないと思う。 楽天モバイルがプラチナバンドを懇願している中で、有効活用の評価をしないのであれば、それは携帯大手 3 社の利権を守ることになります。 総務省が主導する形でプラチナバンドを聖域化してしまう行為は、携帯会社の公正な競争を阻害してしまいます。 国民に説明がつくような調査結果の公表を要望します。	本案に記載のとおり、基地局の数や人口カバー率等を評価することとしております。 なお、総務省が実施する電波の利用状況調査における基地局の数などの公表方法に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無
11	個人	もっと有効に活用してもらうには、現状の廉価な使用料を適正価格に上げればよろしいのではないのでしょうか？高価であれば有効に使うようになるはずです。	本案は、総務省が実施する電波の利用状況調査の結果に基づき、有効利用評価を行うための方針を示すものであり、電波利用料制度に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無
12	個人	有効利用とは幾分かずれるのではあるが（しかし電波を用いて行う事・行える事についてのより有効な行い方となるものではある。）、日本国土における電波利用・電波行政についての意見があるので述べておく。国は、何としても、北海道の海岸線及びその周辺の数 km（可能なら領海となる領域までの距離）に至るまでの海域について、携帯電話・モバイル通信の利用が可能とされたい。 今年に発生した、知床半島での遊覧船「KAZU I（カズワン）号」沈没事件においては、知床半島の海域の北部及び東部について、携帯電話・モ	頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。	無

	バイル通信の利用が不可能な領域が、(おかしな事に北海道海岸線においてもそこだけ)存在したがために、その事態の把握の困難さに拍車がかかったのであるが、携帯電話・モバイル通信が使える事は、漁業関係者等の大きな安全につながり(ロシア等による拿捕や他犯罪事態についての把握・察知・確認能力について携帯電話・モバイル通信可能エリアにあるかどうかでとても大きな差が発生する。)、国土の安全や公安に非常に重要なものであるが、知床国立公園となっている陸地部分全域を通信可能エリアにするかどうかはともかくとして(検討する価値はあると思われるが、当方としては中立的であり、知床の自然保護の必要を考えるとやや不要に近い考えである(海域用に設置するアンテナ等についての存在を除き。))、海岸線周辺の海域についての通信可能化を行う事は、北海道の漁業関係者や遊覧船等の関係者・利用者、また国の安全・公安のため、強くその実現を行うべき事である。 それは断言的に言える程に重要性・必要性があるはずの事であるが、国は、国土防衛・国家安全・国民の生命財産保護のために、必ず、知床半島の北部・東部を含めて、北海道の海岸線全域について海岸線から数 km(可能なら領海となる領域までの距離)について、携帯電話・モバイル通信の利用を可能とされたい。(NTT グループに支援を行っても、通信エリアとなるようにされたい。太陽光発電及び潮力発電等の可能なバッテリー搭載ブイなどを用いて電波の中継を行う等すれば、それなりに容易に入り組んだ部分についても多くをカバー出来るようになるのではないか。) 国民として、上にも示した知床観光船沈没事故に関して、知床半島の入り組んだ地形の部分とはともかくとしてその北部と東部について全くの通信不可能な海岸線近辺の海域がある事にひどく愕然としたのであるが、国には、何卒、北海道の海岸線全域についての携帯電話・モバイル通信の利用可能化を行っていただきたい。 意見は以上である。		
--	---	--	--